

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	産業廃棄物収集運搬業者・産業廃棄物処分業者に係る事業の停止	
根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	<p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>（事業の停止）</p> <p>第14条の3（要旨） 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</p> <p>(2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第14条第5項第1号又は第10項第1号に規定する基準に適合しなくなつたとき。</p> <p>(3) 第14条第11項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等）	行政手続法第13条第2項第1号の規定により、生活環境の保全上、緊急を要する場合は、その機会を付与しないことがある。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	